

## 労働災害の約8割は、停車時に発生

# 停車中の危険は、すぐ側に

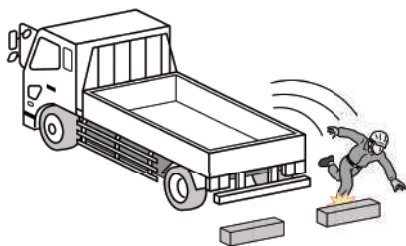
### つまずきによる転倒

労働災害は、いつ発生するかわかりません。しかし、事前の対策によりその多くは防止できるでしょう。今回はトラックのあとから飛び降りた際、車止めブロックにつまずき転倒しそうなったヒヤリ・ハット事例および対策を紹介します。

#### 災害例

##### 車止めブロックにつまずき、あわや転倒

配送先の駐車場で荷降ろし作業終了後、両手に何も持たずトラックの後ろから飛び降りた。その際、車止めブロックにつまずき転倒しそうなった。



#### 原因

- 踏み台やステップなどの昇降設備を使わずに飛び降りた。
- 着地点を目視で十分に確認していなかった。
- 荷降ろし後の「気の緩み」と「疲労」があった。

#### 対策

- 「飛び降り禁止」のルールを作る。
- トラック荷台のステップや昇降用グリップを使い、荷台の方を向いてゆっくり降車する。
- 「地面に安全に両足が着地して初めて作業終了」という意識を強く持つ。

### 昇降設備の設置義務の範囲が拡大されています

荷役作業時の昇降設備（踏み台やステップなど）の設置義務が、2023年10月から「最大積載量2トン以上のトラック」に拡大されています。昇降時はグリップなどを使い、三点支持で安全に昇降できるようにしてください。

	2トン未満	2トン以上5トン未満	5トン以上	備考
床面から荷の上、または荷台までの昇降設備の設置	△ (望ましい措置)	○ (23年10月～)	○	高さ1.5mを超える箇所で行うときは、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

\*荷の積み降しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備を設置し、墜落・転落の危険のある作業では保護帽を着用することとされています。

出典：厚生労働省「職場のあんぜんサイト」、厚生労働省ほか「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。」